

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました

「子どもの権利条約」を 「存じずか

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたもので、平成元年の国連総会で採択されました。日本はこれを平成6年に批准しました。条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの子どもの権利が定められています。しかしながら、日本には子どもの権利を守る基本となる法律が定められていませんでした。

「こども基本法」とは

児童福祉法や教育基本法など、それぞれの分野で個別の法律はありますが、子どもの権利を主体として「包括的」に定める法律はありませんでした。そこで制定されたのが、「こども基本法」です。

■「こども基本法」の対象となる「こども」の定義は「心身の発達の過程にある者」とされ、年齢の決まりはありません。

■「こども基本法」の目的は、すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること。

■基本理念は？

- ・すべてのこどもが、適切に保護・養育され、愛されること。教育を受ける機会が等しく与えられること。
 - ・すべてのこどもが、意見を表明、社会活動に参加する機会があること。
 - ・すべてのこどもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること。
- この基本理念をもとに、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策などが進められていきます。

「こども家庭庁」とは

「こども基本法」の施行に伴い、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が発足しました。こどもが自立した個人として、等しく健やかに成長することができる社会を実現するため、こどもの権利利益の擁護を任務とします。

多くの人が「こども基本法」の意義を理解し、こどもの人権について考え、こどものために行動できる社会を築いていくことが大切です。

